

75歳以上の皆さん

後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせを送ります

現在使用している「**橙色**」の後期高齢者医療資格確認書の有効期限は、**7月31日**です。

今年からは、年齢（8月1日時点）とマイナ保険証の保有状況によって、送付するものが異なります。

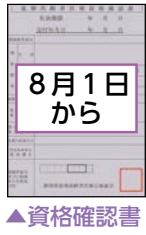
★マイナ保険証：保険証として利用登録したマイナンバーカード

●資格確認書（藤色）が届く人

次のいずれかに該当する人

- 85歳以上
- 84歳以下で、マイナ保険証を持っていない
- 84歳以下で、マイナ保険証を持っていないが利用が難しい（要申請）

★施設に入所していて、介助者などの第三者が本人に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である人は、申請により資格確認書を交付します。

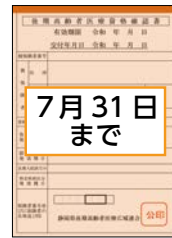


▲資格確認書

●資格情報のお知らせが届く人

84歳以下で、マイナ保険証を持っている

※「資格情報のお知らせ」のみでは受診することができません。マイ

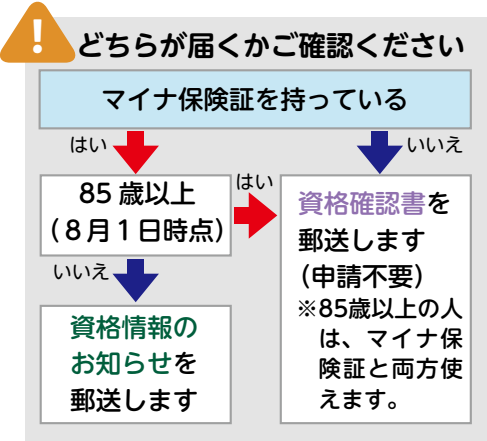


ナ保険証とあわせて、大切に保管してください。

※医療機関などで、カードリーダーの不具合などがあつた際は、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで受診できます。



▲資格情報のお知らせ



後期高齢者医療保険料

今年度から後期高齢者医療保険料は、医療分と子ども・子育て支援納付金分が計算されます。

金額は、8月に送付する「後期高齢者医療保険料決定通知書」をご確認ください。

医療分

	令和8・9年度
保険料率 (所得割率と均等割率)	9.35%
均等割額	5万1,100円
賦課限度額	85万円

子ども・子育て支援納付金分 (子ども分)

「子ども・子育て支援金制度」が4月1日から始まりました。

この制度は、子どもや子育て世代を社会全体で応援するための仕組みです。全世代の皆さんから拠出した支援金で、子育て世代に対する給付を拡充します。



▲詳しくはこちら

問合せ

国保年金課 高齢者医療担当
 ☎0545(55)2754
 FAX0545(51)2521

	令和8年度
所得割率	0.25%
均等割額	1,400円
賦課限度額	2万1,000円

1年間分の保険料の算出方法

医療分と子ども・子育て支援納付金分(子ども分)それぞれ、次の2つを合計して、個人単位で計算されます。

- 均等割額／被保険者全員
- 所得割額／被保険者の前年の所得に応じる

年間保険料	
II 均等割額	
医療分 5万1,100円	★子ども分 1,400円
+	
所得割額	
前年の総所得金額等 - 43万円 (旧ただし書所得)	
×	
医療分 9.35%	★子ども分 0.25%